

神戸市情報公開条例施行規則 及び 神戸市個人情報保護条例施行規則の 一部改正（案）について

このたび、神戸市情報公開条例に基づく公文書公開請求に対する写しの交付方法及び費用負担、神戸市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に対する写しの交付方法及び費用負担について、最近の状況に鑑みて一部見直しを行います。

これに伴い、神戸市情報公開条例施行規則（平成13年11月規則第50号）、及び神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月規則第80号）の一部を次のとおり改正する予定です。

1 録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクによる写しの交付の廃止

現行の規則には、電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクに複製したものの交付に係る規定があります。しかし、これらの電磁的記録媒体については、光ディスク等他の電磁的記録媒体の流通により需要が減少し、各メーカーにおいて既に生産を終了するなど、社会への流通は激減しています。

近年はこれらの電磁的記録媒体による写しの交付を希望される事例もないことから、電磁的記録を取り巻く環境の変化に鑑み、録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクによる写しの交付に関する規定を削除します。

2 写しの交付方法の追加

現行の規則では、市が文書、図画又は写真等、紙媒体で保有する情報について写しの交付を求められた場合、乾式複写機により作成した写し（紙媒体）を交付することとし、当該方法に係る複写費用についてのみ規定しています。

しかし、近年のデジタル社会の進展に鑑みて、市が紙媒体で保有する文書等についても、スキャナで読み取りPDF化する等によりデータ化した情報を、光ディスクに複製して交付する方法を追加し、当該交付に要する複写費用について規定します。

[複写費用：100円（光ディスクの費用）＋対象文書1枚につき10円]

※国におけるCD-Rでの交付費用と同額

※公文書公開請求において、請求手数料（市外居住者：300円，商業的利用：1,000円）を納付された場合は，複写費用が当該請求手数料に達するまでは無料

3 文書，図画又は写真の複写費用（カラー）の改定

現行の規則では，文書，図画又は写真についての写しの交付（A3判まで）に要する費用は，カラーのものにあつては1枚（片面刷り）につき100円と定めていますが，国や他の地方公共団体等の金額に比べて高額となっているため，カラーの複写費用を見直し，20円に減額します。

[複写費用（カラー，片面刷り）1枚につき 100円 → 20円（国における費用と同額）]

4 改正規則の施行日について

令和3年4月1日（予定）